


第215回 都市懇サロン レポート	『歴史的遺産を活かしたまちづくりについて』		
講 師	(株)都市環境研究所 代表取締役所長 小出和郎 氏	開 催 日	平成29年10月26日(木) 18:00~20:00
講 師 プロフィール	<p>1972年3月 (株)都市環境研究所に入社</p> <p>1983年2月 同代表取締役に就任 現在に至る</p> <p>※今井町地区のまちづくりには およそ40年間携わる</p>		
お話の概要	<p>主に檀原市今井町地区（伝建地区）における実務で経験したエピソードを交えながら、まちづくりの内容等についてお話をいただいた。</p> <p>○都市計画道路の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1960年頃、地区周辺の都市計画道路は市の中心市街地から環状型に計画されていた。都計道の一部は今井町にかかり、地区が分断されるようになっていた。</li> <li>・建設省、文化庁、県市等との調整を図りながら都計道の見直し検討を進めた。1960年代後半には、文化庁により地区内に8件の重要文化財指定ができたことが大きなきっかけとなり、都計道が地区の外周を回るように見直された。伝統的な建物を保存するために都計道の見直しを行うことは当時の日本では珍しいことだった。</li> <li>・今井町にかかる都計道（幹線道路）の見直しに併せ、地区内の一部の区画道路を都市計画道路に位置付けた。極力現道幅員を尊重する計画とし、中には幅員2.5mの狭隘な都計道もあった。</li> </ul> <p>○今井町緩和条例の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・都計道を含め、地区内には4m以下の道路が多く存在するため、多くの歴史的建築物が建基法上の既存不適格扱いとなり、将来建物が消失する恐れがあった。多くの建物を残すため、市では「今井町緩和条例」を制定した。</li> <li>・当時は建基法3条（適用除外）の規定を適用することは非常に困難であったが、時代の流れと共に、法律の解釈が柔らかく変わっていったことを感じた。</li> </ul> <p>★講師が実務を通じて感じた伝建地区まちづくりの意義 地元住民が自分のまちに誇りを持って、そこに住み続けられるようになること。</p>		
意見交換 の概要	<p>○長年今井町に住んでいる方と新たに移って来た方は、どのような形で交流されているのか。 ⇒現在は主にNPO主催のまち歩き等のイベントで交流が図られている。</p> <p>○1人暮らしの高齢者もいると思うが、空き家対策として何か取り組んでいることはあるか。 ⇒古い建物のため、新規住民が住宅を購入する際には修理費が必要になる。若者に取ってはこの修理費がネックになる可能性があったため、地元の銀行に協力いただき、融資ができるような体制を取っている。</p>		
記録者の ひとこと	<p>当時の関係機関の意見や協議の争点などが盛り込まれており、非常に貴重なお話だと感じた。また、昨今は道路法や都市公園法の改定など、法律が柔らかく変わってきているが、今井町のような当時の先進事例が多く積み重なり、道を切り開いたのだろうと感じた。          ≪都市懇サロン運営部会 委員 安政翔≫</p>		